○法務省告示第四百二十八号

大阪市西成区役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十八年八月十日

法務大臣　金田　勝年

大阪市西成区東入船町二十八番地　正月　ヨネ

○外務省告示第三百二十二号

平成二十八年七月十五日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成二十九年三月二十八日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったハサヌディン大学工学部整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十一年七月二十六日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十八年八月十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百二十三号

平成二十八年七月十五日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成二十年三月二十八日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになった参加型灌漑（かんがい）復旧・維持管理体制改善計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十九年十月二十五日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十八年八月十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百二十四号

平成二十八年七月二十九日にタシケントで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億六千三百万円

3　贈与の供与期限　平成三十四年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　加藤文彦在ウズベキスタン大使

ウズベキスタン側　アドハム・I・イクラモフ副首相

平成二十八年八月十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百二十五号

平成二十八年七月二十九日にタシケントで、人材育成奨学計画（三年型）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画（三年型）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億九千六百万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　加藤文彦在ウズベキスタン大使

ウズベキスタン側　アドハム・I・イクラモフ副首相

平成二十八年八月十日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千五百三十二号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき公示する。

平成二十八年八月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十七年二月二十三日　第十六号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

カナダ林産業審議会（ＣＯＦＩ）　カナダブリティッシュコロンビア州　バンクーバー西ペンダーストリート　七百　ペンダープレイス　千五百一

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

北米、中米及び南米

(2)　認定を行う事業所の所在地

カナダ　ブリティッシュコロンビア州　ケローナ　カーシュナー　ロード　千八百五十五―二百五十

○経済産業省告示第二百十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定が効力を失ったことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき公示する。

平成二十八年八月十日

経済産業大臣　世耕　弘成

指定番号	指定年月日	失効年月日	事業の区分の略称	指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地
三九二六〇一	平成十年四月十日	平成二十八年六月九日	濃度計第一類	株式会社堀場製作所　京都府京都市南区吉祥院宮の東町二番地

○国土交通省告示第九百二十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月十日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日

近畿自動車道　四日市市伊坂町字牛谷一三一五番八から同市北山町字中ノ山二〇七四番まで　平成二十八年八月十一日十五時

○国土交通省告示第九百二十一号

宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第八条第一項の規定により、同規則第六条第一項の登録認証機関を登録したので、同規則第二十二条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十八年八月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録年月日　平成二十七年六月十八日

二　登録番号　第一号

三　氏名又は名称　公益社団法人全国宅地擁壁技術協会

四　住所　東京都千代田区鍛冶町一丁目六番十六号

五　法人である場合の代表者の氏名　会長　権藤　勇夫

六　法人である場合の認証事務を行う役員の氏名　副会長　永吉　哲郎

七　認証事務を行う事務所の名称　公益社団法人全国宅地擁壁技術協会

八　認証事務を行う事務所の所在地　東京都千代田区鍛冶町一丁目六番十六号

九　認証事務を開始する年月日　平成二十七年六月二十日

○北陸地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十日

北陸地方整備局長　中神　陽一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
白山市宮丸町二〇七二番から同市小上町三八番まで	前	二七・八〇～二七・八〇メートル	三九・四〇キロメートル
	後	二七・八〇～一八九・三〇メートル	〇・二六〇

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所